

平成 25 年 3 月 14 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 木村 隆次
[公印省略]

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議について (資料の送付及び、平成 24 年度 4 月版介護報酬改定資料集正誤のご連絡)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3 月 11 日に厚生労働省において「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」が開催されましたので、資料を一部抜粋して添付いたします。

添付したのは、介護支援専門員に関する事項の盛り込まれた老健局振興課及び、地域ケア会議と連動する在宅医療推進事業を管轄する医政局指導課在宅医療推進室関係の資料です。全体資料は、当協会のホームページに掲載いたしました。近日中に厚生労働省のホームページにも掲載される予定です。

概要につきましては、当協会のメールマガジンで配信いたします。

なお、介護職員によるたんの吸引等のサービスについては、ケアプランへの位置付けについて明確に表されている通知類がなかったことから、上記会議の資料に「ケアプランに介護職員によるたんの吸引等のサービスを位置付ける際の留意点」として、掲載して頂くに至りました。

また、これに関連して、当協会が発行している「平成 24 年 4 月版介護報酬改定資料集」につきまして、誤解を招く表現をしていた箇所の一部訂正とお詫びをさせていただきます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

敬具

【お問合せ先】
一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子、佐藤里美、松崎恵太
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地
金子ビル 2 階
TEL03-3518-0777 FAX03-3518-0778
E-mail:soumuka@jcma.or.jp

記

「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」に関連した
平成 24 年度 4 月版介護報酬改定資料集 正誤のお知らせ

(同会議資料 336 頁より抜粋)

ケアプランに介護職員によるたんの吸引等のサービスを位置付ける際の留意点

(略)

介護職員がたんの吸引等を実施する場合には、医療関係者による定期的な状態確認とセットで行われる必要があることから、ケアプランには、介護職員によるたんの吸引等だけでなく、例えば訪問看護事業所の看護師などによる確認について位置付ける等、医療関係者による確認についても位置付けることが求められます。

上記に関連して、当協会が発行している「平成 24 年 4 月版介護報酬改定資料集」のうち、「平成 24 年度介護報酬改定について」の「4 . 新サービスのケアマネジメントについて - 介護職員によるたんの吸引等」の一部に誤解を招く表現がありました。お詫びして訂正いたします。

【687 頁下から 10 行目】

(誤) 本サービスの登録事業所となっている「訪問介護事業所」と「訪問看護」をケアプランに一对で入れる必要があります。

(正) 本サービスの登録事業所となっている「訪問介護事業所」と「訪問看護等の医療関係者による確認」をケアプランに一对で入れる必要があります。

以上